【閲覧用】

<table>
<tr><td colspan="6">令和８（2026）年第１回　飯塚市農業委員会総会　議事録</td></tr>
<tr><td>開催年月日</td><td colspan="5">令和８（2026）年１月13日（火）</td></tr>
<tr><td>開催場所</td><td colspan="5">本庁 2F　多目的ホール</td></tr>
<tr><td>開会</td><td colspan="2">午後２時</td><td>閉会</td><td colspan="2">午後２時25分</td></tr>
<tr><td rowspan="10">議事及び
議決結果</td><td>番号</td><td colspan="2">件名</td><td>結果</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>議案第１号</td><td colspan="2">農地法第３条の許可申請について</td><td>許可</td><td>４件</td></tr>
<tr><td>議案第２号</td><td colspan="2">農地法第５条の許可申請について</td><td>許可相当</td><td>５件</td></tr>
<tr><td>議案第３号</td><td colspan="2">農用地利用集積計画（利用権設定）について</td><td>決定</td><td>74件</td></tr>
<tr><td>議案第４号</td><td colspan="2">特定農地貸付の変更について</td><td>決定</td><td>１件</td></tr>
<tr><td>議案第５号</td><td colspan="2">飯塚市農業委員会　農地利用最適化推進委員の委嘱について</td><td>決定</td><td>－</td></tr>
<tr><td>報告第１号</td><td colspan="2">農地所有適格法人の報告について</td><td>済</td><td>２件</td></tr>
<tr><td>報告第２号</td><td colspan="2">農地法第 32 条の規定に基づく利用意向調査の結果について</td><td>済</td><td>－</td></tr>
<tr><td>報告第３号</td><td colspan="2">農地法第 18 条第１項ただし書による合意解約の報告について</td><td>済</td><td>10件</td></tr>
<tr><td>報告第４号</td><td colspan="2">農地転用完了等の報告について</td><td>済</td><td>－</td></tr>
<tr><td>出席委員</td><td>農業委員</td><td>19人</td><td>農地利用
最適化推進委員</td><td colspan="2">７人</td></tr>
<tr><td>欠席委員</td><td colspan="2">農業委員</td><td colspan="3">０人</td></tr>
<tr><td>署名委員</td><td>４番</td><td>谷口　一峰</td><td>５番</td><td colspan="2">江藤　義弘</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事務局</td><td>局長</td><td>安武　一彦</td><td>係長</td><td colspan="2">植木　功</td></tr>
<tr><td>主任</td><td>打上　佑脩</td><td>主事</td><td colspan="2">野中　智仁</td></tr>
<tr><td>主事補</td><td>芳野　真宙</td><td>会計年度職員</td><td colspan="2">市吉　英男</td></tr>
</table>

農業委員出席状況（19名）

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	藤井　光生	○	11	深町　守史	○
2	髙木　俊巳	○	12	吉原　文明	○
3	畠中　秀次郎	○	13	大庭　義則	○
4	谷口　一峰	○	14	岡松　美由紀	○
5	江藤　義弘	○	15	嶋田　百合子	○
6	田代　武巳	○	16	谷　義昭	○
7	畠中　五恵子	○	17	田中　一平	○
8	岡松　千恵子	○	18	淀川　貴浩	○
9	橋本　周	○	19	新開　剛	○
10	奥野　智明	○			

農地利用最適化推進委員出席状況（7名）

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	宮本　精一	－	16	山本　眞二	－
2	信田　時治	－	17	安部　晴治	○
3	三村　宣裕	○	18	畑江　昭仁	－
4	肘井　義徳	－	19	田中　敏次	－
5	村上　謙一	－	20	松尾　重治	○
6	福間　増喜	－	21	右田　秀一	－
7	宮本　浩司	○	22	大塚　勝	－
8	大村　敏之	○	23	大庭　利行	－
9	柴田　直樹	－	24	多田　憲昭	－
10	入江　淳	－	25	有光　勇	－
11	山下　陽輔	－	26	花岡　昭治	－
12	大村　義美	○	27	新開　利一	○
13	秋山　眞子	－	28	欠員	
14	金子　隆浩	－	29	森田　輝巳	－
15	葛原　春美	－	30	高松　安幸	－

議案第１号第１項　農地法第３条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[redacted]		
譲受人	[redacted]	耕作面積 耕作者数	[redacted] [redacted]
譲渡人	[redacted]		
備考	売買		
第３条第２項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	（7番推進委員：宮本委員） 当該農地は譲受人の家に隣接する農地です。以前から農地売買の協議を行っており、今回双方の合意が取れたため、申請に至っております。譲受人は農地を所有しておりませんが、親族の農地を一部耕作されており、地元生産組合にも所属されております。また、12月２日に農業委員・推進委員にて現地調査を行い、今後の管理や耕作について、説明を受けました。特に問題はないと思っております。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第１号第２項　農地法第３条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[redacted]		
譲受人	[redacted]	耕作面積 耕作者数	[redacted] [redacted]
譲渡人	[redacted]		
備考	売買		
第３条第２項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	（17番推進委員：安部委員） 譲渡人は市外にお住まいであり、今後農地管理等が困難であるということで、隣接農地を耕作されている譲受人へ売買相談を行い、申請に至っております。所有権移転手続きが完了していないため、譲受人の耕作面積は 0.00 ㎡となっておりますが、譲受人は相続を受けた農地３反程を耕作されており、また生産組合にも所属されておりますので、特に問題はないと思います。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第１号第３項　農地法第３条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[redacted]		
譲受人	[redacted]	耕作面積 耕作者数	[redacted] [redacted]
譲渡人	[redacted]		
備考	売買 農地法施行令第２条第１項のハに該当		
第３条第２項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	通常法人が農地を取得する場合は、農地所有適格法人という法人に限られておりますが、農地法施行令第２条第１項のハに「教育・医療または福祉事業を目的に設立された法人がその農地をその法人の目的にかかる業務の運営に必要な施設の用に供すること」が認められる場合は、取得が可能となる例外規定がございます。 今回の譲受人は社会福祉法人であり、また農作業を通じて身体的・精神的機能回復など様々な効果が期待できるため、施設利用者に農地を利用してもらうということで、その業務の運営に必要な施設の用に供すると判断されますので、取得可能となります。		
地区推進委員報告	（20 番推進委員：松尾委員） １月５日月曜日に申請地を確認しました。譲受人の社会福祉法人[redacted]は障がい者支援施設[redacted]を運営しています。平成４年４月に設立し、設立して 34 年になります。生活介護事業、入所支援事業、短期入所事業を行っている社会福祉法人です。申請の内容ですが、今回の申請地に隣接して[redacted]を開設されていて、申請地を取得した際、利用者の機能回復訓練のために農作業療法（アグリセラピィ）を取り入れているとのことでした。様々なリハビリテーション効果、精神的安定、情緒安定、社会的スキルの向上が期待されるとのことです。以上のことを勘案しますと、社会福祉法人事業を行う法人が、その事業に必要なものとして取得するものであり、先ほど事務局から説明がありましたが、備考欄に記載の「農地法施行令第２条第１項のハ」に該当し、特に問題はないと思います。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第１号第４項　農地法第３条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[redacted] [redacted]		
譲受人	[redacted] [redacted]	耕作面積 耕作者数	[redacted] [redacted]
譲渡人	[redacted]		

	[redacted]
備考	売買
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。
補足説明	なし
地区推進委員報告	（3番推進委員：三村委員） 譲渡人は今後農地の管理が難しいということで、譲受人へ売買の相談があったということです。譲受人はすでに農業機械等も保有されておりますので、特に問題はないと思います。
質疑・意見	なし
審議結果	許可

議案第2号第1項　農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[redacted]		
権利内容	所有権		
譲受人	[redacted]	農地 区分	3種 （第一種住居地域）
譲渡人	[redacted]		
転用目的 施設の概要	建売住宅　3棟　211.57㎡		
備考	売買		
造成	最大60cm程度の盛土工及び最大90cm程度の切土工。		
進入口	北西側市道から各区域の分譲地へ進入。		
土留め	北東側及び南西側において、コンクリートブロックを設置。 南東側において、隣接地へなげかけ。 北西側において、市道へ擦り付け。		
被害防除	北東側及び南西側において、高さ80センチのフェンスを設置。		
雨水排水	北西側へ勾配をとり、北西側道路側溝へ放流。		
生活雑排水	北西側既設公共下水管へ接続放流。		
工事計画期間	令和8年2月27日から令和8年7月31日まで		
水利同意	[redacted]農区の同意あり。		
第5条第2項各号	（資金）自己資金。残高証明書あり。 （信用）現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	（3番推進委員：三村委員） 業者より説明を受けたところ、転用目的は建売住宅とのことです。すでに地元[redacted]農区の同意を得ておりますので、事務局の説明通りの施工であれ		

	ば何ら問題ないと思われます。
現地調査報告	（19番農業委員：新開委員） 1月9日に現地調査に行き、その後本庁にて検討会を行いましたが、委員からの質問もなく、地元[redacted]農区の同意もあるため、事務局の説明通りの施工であれば、何ら問題ないと思います。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第2号第2項　農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[redacted]		
権利内容	所有権		
譲受人	[redacted]	農地 区分	2種 （10ha未満）
譲渡人	[redacted]		
転用目的 施設の概要	駐車場		
備考	売買 令和7年8月29日付け飯塚市開発指導要綱による事前審査会終了。		
造成	最大30cm程度の盛土工。造成後の表面は砂利敷。		
進入口	西側県道からの進入。		
土留め	北側において、隣接地へ擦り付け。 東側において、CB新設。東側境界と水路の間においては、張りコンクリート舗装。（穂波支所経済建設課へ占用申請済） 西側において、県道に擦り付け。		
被害防除	東側において、高さ80cmのフェンスを設置。		
雨水排水	主に自然流下。処理しきれない表面雨水については、東側へ勾配を取り、新設する溜桝にて集水後、東側水路へ放流。		
生活雑排水	なし		
工事計画期間	令和8年2月1日から令和8年7月30日まで		
水利同意	[redacted]生産組合の同意あり。		
第5条第2項各号	（資金）自己資金。残高証明書あり。 （信用）現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	（12番推進委員：大村委員） 本件につきましては、[redacted]の[redacted]氏より説明を受けました。転用目的は駐車場とのことです。地元[redacted]生産組合の同意も得ておりますので、事務局の説明通りの施工であれば、問題ないと思います。		
現地調査報告	（7番農業委員：畠中委員） 1月9日に現地調査に行きまして、帰庁後本庁にて検討会を行いました。現		

	地は、周囲が宅地化されていて、申請地は3方向が道に、1方向は宅地に面している状況で、まったく周りに圃場がありませんでした。計画通りに進められれば問題ないと思いました。
質疑・意見	なし
審議結果	許可

議案第2号第3項　農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[redacted]		
権利内容	所有権		
譲受人	[redacted]	農地区分	1種 (10ha以上の連担) (集落接続)
譲渡人	[redacted]		
転用目的 施設の概要	特定建築条件付売買予定地　3棟　191.28㎡		
備考	売買 令和7年9月8日付け飯塚市告示第266号にて農振農用地除外済み。 令和7年11月26日付け都市計画法による事前審査会終了。		
造成	最大1.2m程の盛土工。		
進入口	東側県道より申請地へ進入。また、申請地内に幅約5mの道路を新設し、各区画へ進入。		
土留め	進入口を除く全方位にコンクリートブロックを新設。		
被害防除	特段の施工無し（各区画購入者がフェンスを設置）		
雨水排水	各分譲地内に雨水桝等を設置。新設道路に設置する自由勾配側溝を経由し、北側の河川へ放流。		
生活雑排水	各分譲地内に合併浄化槽を敷設、雨水同様の経路にて放流。		
工事計画期間	令和8年3月1日から令和11年9月30日まで		
水利同意	[redacted]生産組合の同意あり。		
第5条第2項各号	（資金）自己資金。残高証明書あり。 個人からの融資。出資先からの融資証明書あり。 （信用）現在、違反転用事案なし。		
補足説明	・分譲地内の集水した排水を河川へ放流するための管を新設。新設管部分に関しては占用となる。（庄内支所　経済建設課へ承認申請済み） ・東側県道において、分譲地進入のための歩道切り下げ等の工事を行う。（福岡県　県土整備事務所へ承認申請済み） ・市の要望により北側の河川の管理用地として護岸から約 4.0mの位置までセットバックを行う。護岸からセットバック部については自費施工により張コンクリートを行う。セットバック部については市に帰属。		

	・南側は地元の要望により、農道中心から 3mの位置までセットバックを行う。水路からセットバック部までの間は自主施工による張コンクリートを行う。セットバック部については市に帰属。
地区推進委員報告	（27 番推進委員：新開委員） 本件につきましては、前所有者が東京都江戸川区に居住されておりまして、東京地方裁判所より破産の宣告を受けておられます。それによりまして、[redacted]の[redacted]氏が譲渡人となっております。申請地につきましては、宅地として造成し、住宅を 3 棟建築するとのことです。
現地調査報告	（9 番農業委員：橋本委員） 1 月 9 日に現地調査を行いました。当該申請は特定建築条件付売買予定地として住宅 3 棟を整備しようとするものです。令和 7 年に農振農用地除外及び都市計画法による事前審査会も終了しております。現地調査後、検討会を行いましたが、別段意見は出ておりません。地元生産組合の水利同意もいただいておりますので、事務局からの説明通りに整備なされれば問題ないと思います。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 2 号第 4 項　農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[redacted]		
権利内容	所有権		
譲受人	[redacted]	農地区分	1 種 （10ha 以上の連担） （集落接続）
譲渡人	[redacted]		
転用目的 施設の概要	特定建築条件付売買予定地　6 棟　342.69 ㎡		
備考	売買 令和 5 年 12 月 15 日付け飯塚市告示第 397 号にて農振農用地除外済み。 令和 7 年 11 月 26 日付け都市計画法による事前審査会終了。		
造成	最大 1.5m程の盛土工。		
進入口	東側県道より申請地へ進入。また、申請地内に幅 6mの進入路を新設し、各区画へ進入。進入路については市に帰属。		
土留め	北側は、コンクリートブロック及び L 型擁壁を設置。西側及び南側には L 型擁壁を設置。南東側はコンクリートブロックを設置。北東側は歩道へ擦り付け。		
被害防除	特段の施工無し。（各区画購入者がフェンスを設置）		

雨水排水	各分譲地内に雨水桝等を設置。新設道路に設置される側溝を経由し、南側の河川へ放流。
生活雑排水	各分譲地内に合併浄化槽を敷設、雨水同様の経路にて放流。
工事計画期間	令和８年２月１日から令和11年９月30日まで
水利同意	[redacted]生産組合の同意あり。
第５条第２項各号	（資金）自己資金。残高証明書あり。 個人からの融資。出資先からの融資証明書あり。 （信用）現在、違反転用事案なし。
補足説明	・農振農用地除外済みであったが、転用が難しくなったため、青地へ編入を行っていたところ、事業者を変更して転用することとなった。顛末書にて農振農用地の利用計画変更済み。 ・東側県道において、分譲地進入のための歩道切り下げ等の工事を行う。 （福岡県　県土整備事務所へ承認申請済み） ・分譲地内の集水した排水を南側の河川へ放流するための管を新設。新設管部分に関しては占用となる。 （庄内支所　経済建設課へ承認申請済み） ・北側は地元の要望により、農道中心から2.5mの位置までセットバックを行う。セットバック部については、自主施工による埋戻し、セットバック部を含む農道入口にアスファルト舗装を行う。セットバック部については、市に帰属。 ・南側の河川と造成地の間および南東側の県道と造成地の間については、地元の要望により水路の管理困難とならない位置までセットバックを行い、新設するＵ字溝、集水桝の部分を除き、自主施工による張コンクリートを行う。セットバック部については市に帰属。
地区推進委員報告	（27番推進委員：新開委員） 前項の報告と全く同じであり、[redacted]の[redacted]氏が譲渡人としての申請となっております。住宅６棟を整備する予定です。
現地調査報告	（11番農業委員：深町委員） １月９日に現地調査を行い、その後検討会を行いましたが、別段意見は出ておりません。地元の水利同意もいただいておりますので、事務局から説明があったように計画図通りに施工がなされれば問題ないと思います。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第２号第５項　農地法第５条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[redacted] [redacted]		
権利内容	賃貸借権		
借主	[redacted] [redacted]	農地区分	２種 （10ha未満）

	[redacted]		
貸主	[redacted]		
転用目的 施設の概要	店舗　1棟　1,693.64 ㎡		
備考	隣接宅地 561 ㎡及び隣接用悪水路 16 ㎡を含め、計画面積は 4,582 ㎡となる。 令和 3 年 6 月 21 日付け飯塚市告示第 206 号にて農振農用地除外済み。 令和 7 年 5 月 2 日付け飯塚市告示第 151 号にて農振農用地除外済み。 令和 7 年 12 月 11 日付け都市計画法による事前審査会終了。		
造成	最大 1.1m程度の盛土工及び最大 10 ㎝程度の切土工。		
進入口	東側市道から幅 10～12m の進入口を設置し、敷地内へ進入。		
土留め	北側において、L 型擁壁及びコンクリートブロックを設置。 東側において、進入口を除き、L 型擁壁を設置。 西側(上)において、縁石を設置。西側(下)において、市道へ擦り付け。 南側(左)において、コンクリートブロックを設置。 南側(右)において、安定勾配にて土羽を形成。 土羽部分については、法面保護のため張コンクリートを行う。		
被害防除	特段の施工なし。		
雨水排水	申請地内に側溝及び雨水桝等を設置。側溝に向かって勾配をとり集水桝に集水する。集水後は、北側、東側及び南側水路へ放流。		
生活雑排水	申請地内には合併浄化槽を敷設されることとなっており、南側水路へ放流。		
工事計画期間	令和 8 年 3 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで		
水利同意	[redacted]農区の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	（資金）自己資金。残高証明書あり。 （信用）現在、違反転用事案なし。		
補足説明	・申請地東側の進入口 12mについては占用となる。 （飯塚市　農業土木課と協議済み）		
地区推進委員報告	（8 番推進委員：大村委員） 本件につきましては、12 月 10 日に[redacted]氏より説明を受けております。転用目的は店舗とのことです。地元[redacted]農区の同意も得ておりますので、事務局の説明通りの施工であれば、問題ないと思います。		
現地調査報告	（13 番農業委員：大庭委員） 現地調査を実施し、その後検討会を行いましたが、意見は出ておりません。申請地は農振農用地除外済であり、転用面積 4,005 ㎡に隣接宅地等を含め、計画面積は 4,582 ㎡となっておりますが、都市計画法による事前審査会も昨年 12 月に終了しております。地元農区の同意も得ていることから、計画通りに施工がなされれば何ら問題ないと思われます。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可相当		

議案第３号　農用地利用集積計画（利用権設定）について

地目別設定面積	田		191,794.00 ㎡	
	畑		330.00 ㎡	
	樹園地		0.00 ㎡	
	採草放牧地		0.00 ㎡	
	計		192,124.00 ㎡	
作物別設定面積	水稲	（3 年以下）	46,490.00 ㎡	20 件
		（6 年以下）	52,036.00 ㎡	20 件
		（10 年以下）	75,612.00 ㎡	22 件
		計	174,138.00 ㎡	62 件
	麦	（3 年以下）	0.00 ㎡	0 件
		（6 年以下）	14,501.00 ㎡	9 件
		（10 年以下）	0.00 ㎡	0 件
		計	14,501.00 ㎡	9 件
	野菜	（3 年以下）	3,485.00 ㎡	3 件
		（6 年以下）	0.00 ㎡	0 件
		（10 年以下）	0.00 ㎡	0 件
		計	3,485.00 ㎡	3 件
	計	（3 年以下）	49,975.00 ㎡	23 件
		（6 年以下）	66,537.00 ㎡	29 件
		（10 年以下）	75,612.00 ㎡	22 件
		計	192,124.00 ㎡	74 件
第 18 条第 3 項各号	（要件）該当のため、許可要件を満たす。			
補足説明	なし			
質疑・意見	なし			
審議結果	決定			

議案第４号　特定農地貸付の変更について

項		権利の種類	貸付主体	貸付農地の所有者		土地の所在地	登記地目	参考事項
				住所	氏名		登記面積㎡	
1	新	賃貸権	飯塚市	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	シルバー農園 区画数・・・ 30 区画 （1 区画 約 20 ㎡）

	旧	賃借権	飯塚市	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	シルバー農園 区画数・・・ 21 区画 （1 区画 約 20 ㎡）
補足説明			なし					
質疑・意見			なし					
審議結果			決定					

議案第 5 号　飯塚市農業委員会　農地利用最適化推進委委員の委嘱について

農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 講の規定に基づき飯塚市農業委員会農地利用最適化推進委員を委嘱するため審議するもの。 1. 委嘱する農地利用最適化推進委員の人数 1 名 2. 委員番号及び担当地区 農地利用最適化推進委員番号 28 番 頴田地区　佐與地区 3. 委嘱者 飯塚市佐與 385 番地 原田　敏行	
説明	（事務局） 頴田地域佐與地区の農地利用最適化推進委員の辞職に伴いまして、補欠募集を令和 7 年 11 月 13 日から 12 月 12 日までの 28 日間で行いました結果、募集定数 1 名に対し、同数 1 名の推薦応募となりました。つきましては、この結果を踏まえまして、議案書のとおり農地利用最適化推進委員の委嘱を行ってよいかご審議いただくものです。 なお、本総会にてご承認いただいた場合は、令和 8 年 2 月 10 日の総会にて委嘱状交付式を行いたいと思いますが、業務については、2 月 1 日から行っていただくことになります。
質疑・意見	なし
審議結果	決定

報告第 1 号第 1 項　農地所有適格法人の報告について

農地所有適格法人の名称	[redacted]
主たる事務所の所在地	[redacted]
代表者の氏名	[redacted]
代表者の住所	[redacted]
法人が所有し、又は所有権	[redacted]

以外の使用及び収益する権利を有している農地	
事業の状況	農畜産物名：水稲、サカキ 関連事業等名：農作業受託、農産物の生産・加工・販売
構成員数	[redacted]
業務執行役員数	[redacted]
要件の適否	適正
備考	無
結果	済

報告第１号第２項　農地所有適格法人の報告について

農地所有適格法人の名称	[redacted]
主たる事務所の所在地	[redacted]
代表者の氏名	[redacted]
代表者の住所	[redacted]
法人が所有し、又は所有権以外の使用及び収益する権利を有している農地	[redacted]
事業の状況	農畜産物名：いちご、米、麦 関連事業等名：農作業受託、農産物の生産・加工・販売
構成員数	[redacted]
業務執行役員数	[redacted]
要件の適否	適正
備考	無
結果	済

報告第２号　農地法第32条の規定に基づく利用意向調査の結果について

対象農地の筆数（筆）	うち対象者（人）	遊休農地の面積（㎡）	利用意向調査の結果（筆）						
			①農地中間管理機構の利用	②自ら権利の設定または移転を行う	③自ら耕作	④その他	⑤宛所不明	⑥未回答	⑦その他（調査票未発送等）

669	385	561,034.07	204	39	62	108	31	198	27
備考	※⑦その他（調査票未発送等）…市長部局（農林振興課）にて別途指導を行う農地（27筆）								
結果	済								

報告第3号第1項　農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[redacted]		
借主	[redacted]		
貸主	[redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和7年11月25日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和8年11月30日
結果	済		

報告第3号第2項　農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[redacted]		
借主	[redacted]		
貸主	[redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和7年12月4日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和7年12月4日
結果	済		

報告第3号第3項　農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[redacted]		
借主	[redacted]		
貸主	[redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和7年11月30日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和7年11月30日
結果	済		

報告第３号第４項　農地法第18条第１項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[redacted]		
借主	[redacted]		
貸主	[redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和７年12月５日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和８年５月31日
結果	済		

報告第３号第５項　農地法第18条第１項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[redacted]		
借主	[redacted]		
貸主	[redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和７年12月１日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和７年12月１日
結果	済		

報告第３号第６項　農地法第18条第１項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[redacted]		
借主	[redacted]		
貸主	[redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和７年12月10日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和７年12月10日
結果	済		

報告第３号第７項　農地法第18条第１項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[redacted]		
借主	[redacted]		
貸主	[redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和７年12月11日

備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和7年12月11日
結果	済		

報告第3号第8項　農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[redacted]		
借主	[redacted]		
貸主	[redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和7年12月15日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和7年12月15日
結果	済		

報告第3号第9項　農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[redacted]		
借主	[redacted]		
貸主	[redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和7年12月15日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和7年12月15日
結果	済		

報告第3号第10項　農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[redacted]		
借主	[redacted]		
貸主	[redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和7年12月17日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和7年12月17日
結果	済		

報告第4号　農地転用完了等の報告について

①前月中に
(1) 完了予定日を迎えた転用案件
(2) 完了確認を行った転用案件

(3) 現況証明書を交付した転用案件 ②今月中に (1) 完了予定日を迎える転用案件 ③前月中に (1) 非農地証明を交付した案件	
備考	なし
結果	済